

岩手県議会事務局所管公共施設個別施設計画

令和8年1月

岩手県議会事務局

岩手県議会事務局公共施設等個別施設計画

目 次

1	はじめに.....	1
(1)	個別施設計画の必要性・目的.....	1
(2)	対象施設.....	2
(3)	計画期間.....	2
2	基本的な取組方針.....	3
(1)	基本的な取組事項.....	3
(2)	重点的な取組事項.....	3
3	対象施設の現状把握.....	3
4	施設の長寿命化対策の優先順位の考え方	4
(1)	施設評価（一次評価（定量評価）).....	5
(2)	施設評価（二次評価（定性評価）).....	9
(3)	今後の方向性.....	9
(4)	対象施設の方向性.....	10
5	施設の長寿命化と経費負担の平準化に向けた取組.....	12
(1)	長寿命化対策の概要.....	12
(2)	施設の目標使用年数.....	12
6	施設利用者等の安全・安心の確保に向けた取組.....	13
7	長寿命化等対策の方向性と概算経費等.....	13
(1)	計画期間中における施設の方向性と対策の内容.....	13
(2)	計画期間中の概算経費.....	13

1 はじめに

(1) 個別施設計画の必要性・目的

岩手県では、これまで社会情勢や県民ニーズに対応するため、多くの公共施設等を建設してきたところであるが、現在、これら公共施設等の老朽化が進んでおり、今後一斉に大規模修繕・更新の時期を迎えること、また、人口減少や少子高齢化など社会情勢や県民ニーズの変化、これに伴う社会保障関係費の増加や公債費の高水準での推移等により、厳しい財政状況が見込まれている。

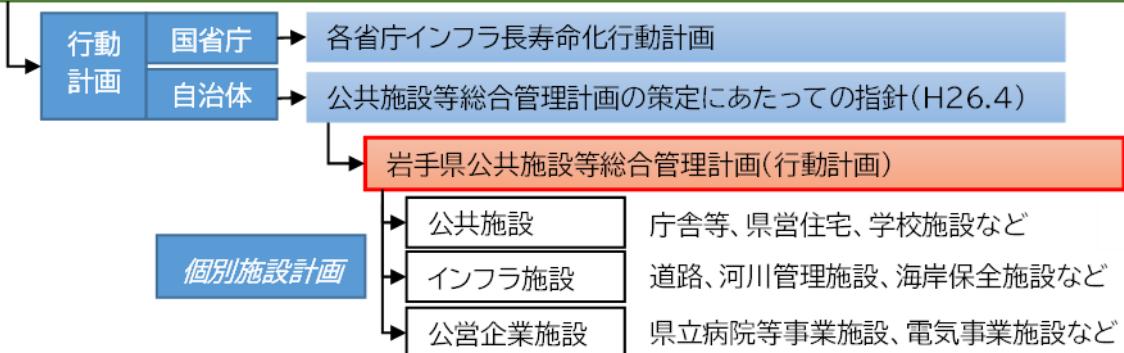
こうした状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設マネジメントを策定するため、県では平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定し、令和7年12月には「第2期岩手県公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定した。

岩手県議会事務局所管公共施設個別施設計画は、総合管理計画に基づく長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するための具体的な計画として岩手県議会事務局が所管する施設を対象として策定するものであり、この計画では、施設の利用状況や建物性能等の定量的な情報による一次評価を経て、施策上の必要性や代替可能性といった定性的な情報による二次評価の結果に基づき個別施設の必要性や長寿命化対策など大規模施設等整備事業の優先度などを定め、戦略的な維持管理・更新等を推進し、実効的な取組を推進することとしている。

なお、これらの評価結果をもって直ちに当該施設の取扱いを定めるものではなく、施設をめぐる社会情勢及び本県の財政状況を考慮し、総合管理計画の趣旨を踏まえて実行していくものである。

■本県における個別施設計画の位置付け■

インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議 H25.11）



(2) 対象施設

岩手県議会事務局が所管する以下に掲げる行政財産に分類される公共施設を対象とする。

庁舎等：宿泊施設 1棟 2,401.26 m² (岩手県議会議員会館)

【施設概要】

施設名		議員会館	財産区分		行政財産		
所在地	岩手県盛岡市内丸9-5		敷地面積		2,293.78 m ²		
都市計画区域	都市計画 区域内	防火地域	防火地域	用途地域	商業地域		
建築面積	754.12 m ²		延床面積		2,401.26 m ²		
構造	RC造		階数	地上4階			
竣工年		1964年12月					
主な設備	受変電	キュービクル式、モールド、高圧					
	発電	屋内型(高圧)、ディーゼル					
	警報	自動火災報知設備(P型)、非常ベル					
	構内交換	電子交換機					
	その他	拡声設備(構内放送設備)、出退表示装置、TV共同受信設備					
	EV	乗用EV					
	冷暖房	局所冷房方式(エアコン)					
	熱源	機器:鋼製ボイラー、燃料:重油					
	給水	加圧送水方式:公共水道、揚水ポンプ:タンク(FRP製)					
	排水	公共下水道					
定期点検の実施状況	給湯	中央式(ボイラー)、暖房ボイラーを兼用					
	消火	屋内消火栓					
定期点検の実施状況		実施時期:令和7年2月 点検結果:A判定					

(3) 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和16年度までとし、施設ごとの具体的な対策は、今後5年間(令和7年度～令和11年度)で取り組むものとする。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を勘案し、概ね5年を目安に計画を更新することとする。

なお、これにかかわらず見直しが必要な場合は適宜更新を行うこととする。

2 基本的な取組方針

(1) 基本的な取組事項

建築基準法など法令に基づく定期点検の実施等により、施設利用者等の安全・安心の確保に努める。

今後は、老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、引き続き総合管理計画の方針に基づく定期的な点検に取り組むとともに、計画的な維持管理・長寿命化を推進する。

このほか、施設利用状況や需要の変化等を見据えた施設総量の適正化を図る。

(2) 重点的な取組事項

① 施設保有の最適化に向けた取組

社会情勢の変化に対応し、施設の機能の統合や廃止について検討するなど情勢の変化に合わせた施設保有の最適化に向けて取り組む。

また、今後、類似サービスを提供する民間事業者との役割分担や連携についても検討する。

② 施設の長寿命化と経費負担の平準化に向けた取組

建物性能・劣化度など老朽化の状況や利用状況などを総合的に勘案しつつ、今後とも長期間にわたり、県が保有し行政サービスを提供することが適當な施設を選別して計画的に長寿命化の取組を実施し、財政負担の軽減を図る。

計画的な維持管理と長寿命化の推進により、公共施設の維持管理や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化に取り組む。

③ 環境負荷低減とユニバーサルデザインへの取組

施設の改修や更新に当たっては、再生可能エネルギー導入の検討や環境に配慮した材料選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制、照明器具のLED化など環境負荷の低減に取り組むとともに、すべての利用者が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設の更新に取り組む。

④ 施設利用者等の安全・安心の確保に向けた取組

計画的な耐震化の推進や定期・日常的な点検・診断結果を受けた適時適切な修繕により、公共施設に求められる機能を維持・強化し、施設利用者等の安全・安心の確保に取り組む。

3 対象施設の現状把握

〈所管施設の概況及び老朽化等の状況〉

1 (2)記載の対象施設について、岩手県公共施設個別施設計画策定指針（令和6年12月。以下「指針」という。）に基づき、対象施設の利用状況や維持管理コ

スト等のほか、建物、電気・機械設備等の概要や定期点検の実施状況等について確認し、今後の方向性等の検討を行った。

また、所管施設における老朽化等の状況は、劣化度調査等の実施状況や定期点検、修繕工事の実施履歴等により確認し検討を行う。

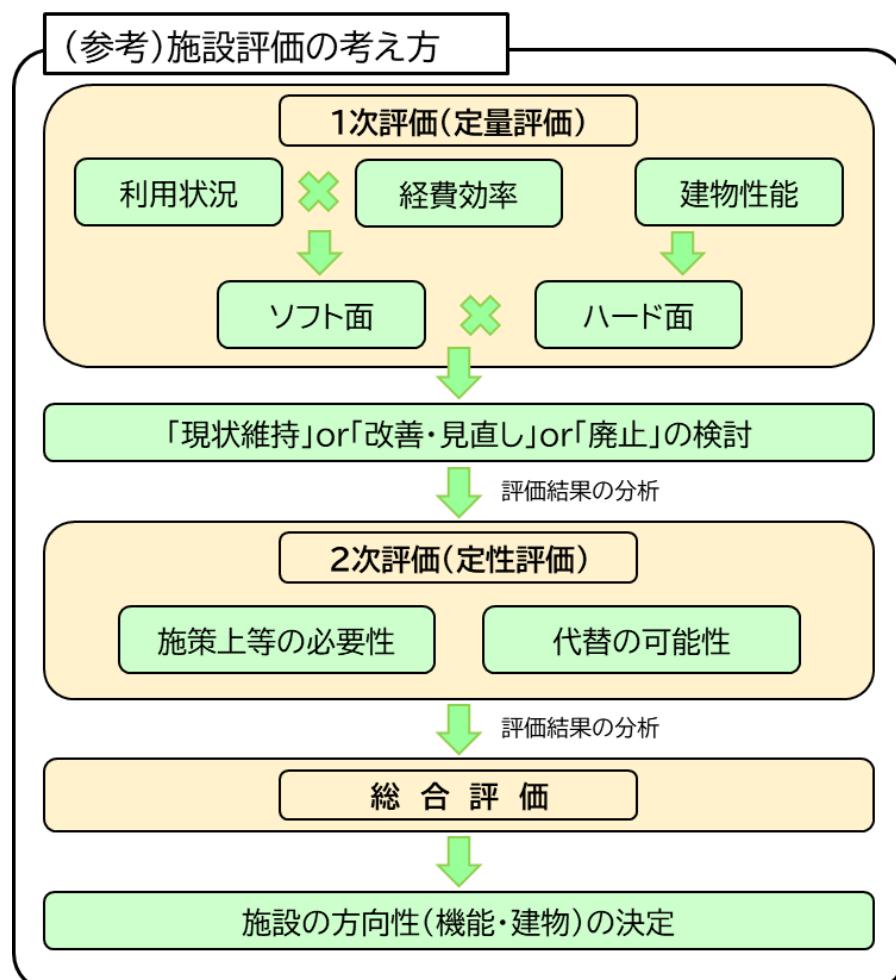
4 施設の長寿命化対策の優先順位の考え方

将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえた公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、公共施設の施設規模・総量の適正化に向けた取組・検討を進めていく。

当該検討に当たって、施設の基本情報や利用状況、維持管理コストなどを把握・整理する必要があることから、施設ごとに「公共施設カルテ」を作成の上、利用状況や建物性能等に関する評価（定量評価）と、施策上の必要性や代替可能性に関する評価（定性評価）をした上で、建物の更新や複合化、長寿命化改修などの対策の優先付けを総合的に評価する。

ただし、小規模な施設（概ね 200 m²未満の施設）については、公共施設カルテの作成の対象外とする。

■施設評価のイメージ



(1) 施設評価（一次評価（定量評価））

一次評価（定量評価）は、利用状況及び経費効率のソフト面と、建物性能のハード面との2軸を用いて評価する。

ア 「利用状況」及び「経費効率」（ソフト面）の評価

- ① 次の評価基準等に従い評価し、評価点数を集計する。

■利用状況に関する評価（令和5年度実績値による評価）

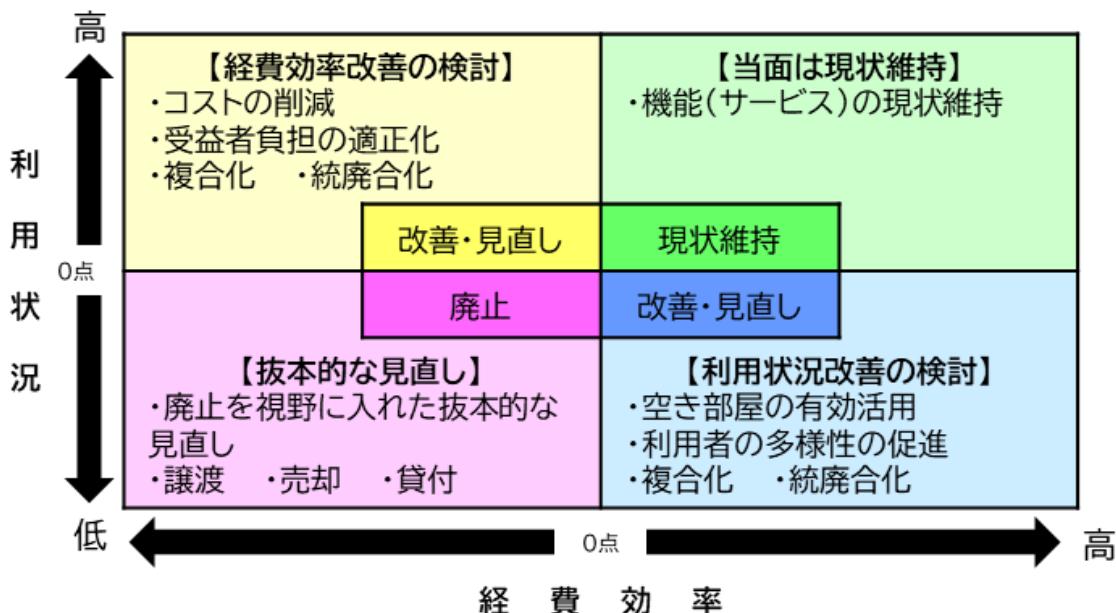
No.	評価項目	評価点数	評価基準
1	年間利用者数	2	過去3か年平均と比較して、増えた
		1	過去3か年平均と比較して、同等・やや増えた
		-1	過去3か年平均と比較して、やや減った
		-2	過去3か年平均と比較して、減った
2	利用状況	1	有効的・効果的に活用され、遊休設備や空き部屋はない
		-1	遊休設備や空き部屋がある 稼働率が2割に満たない部屋が2つ以上ある
3	防災関連施設	1	災害時の「緊急避難場所」「避難所」に指定されている施設 災害時に防災拠点として使用する施設

■経費効率に関する評価（令和5年度実績値による評価）

No.	評価項目	評価点数	評価基準
1	年間コスト	1	過去2か年平均と比較して、改善した
		-1	過去2か年平均と比較して、悪化した
2	1m ² 当たりの維持管理費	2	他施設と比較してかなり少ない
		1	他施設と比較して少ない
		-1	他施設と比較して多い
		-2	他施設と比較してかなり多い
3	利用者1人当たりの県負担額	2	他施設と比較してかなり少ない
		1	他施設と比較して少ない
		-1	他施設と比較して多い
		-2	他施設と比較してかなり多い
4	支出に対する直接的収入の割合	2	かなり多い
		1	多い
		-1	少ない
		-2	かなり少ない

- ② 点数化した利用状況及び経費効率の2軸により類型化により評価し、課題と対応策について整理する。

■施設評価（1次評価・ソフト面）概念図



- ③ 利用状況及び経費効率の集計点を合計し、ソフト面の評価点数とする。

イ 建物性能（ハード面）の評価

次の評価基準等に従い評価し、評価点数を集計する。

■建物性能に関する評価（令和5年度実績値による評価）

No.	評価項目	評価点数	評価基準
1	耐震性	2	新耐震基準施設（昭和57年以降に建設された施設）
		2	耐震改修不要 (昭和56年以前に建設された施設で、耐震診断の結果耐震改修不要)
		2	耐震改修済 (昭和56年以前に建設された施設で、耐震改修済)
		-2	耐震診断未実施、耐震改修未実施 (昭和56年以前に建設された施設で、耐震診断未実施・耐震改修未実施)
2	老朽化 (日常点検)	2	点検結果 修繕の必要性低い（危険度：低い）
		1	点検結果 経過観察（危険度：やや低い）
		-1	点検結果 経過観察（危険度：やや高い）
		-2	点検結果 修繕の必要性あり（危険度：高い）
3	老朽化 (改修コスト)	2	修繕・改修の必要がない
		1	軽微な修繕・改修が必要
		-1	中規模な修繕・改修が必要
		-2	大規模な修繕・改修が必要
4	有形固定資産減価 償却率	2	他施設と比較して低い
		-2	他施設と比較して高い

老朽化の判定方法

日常点検による老朽化の判定については、岩手県公共施設点検マニュアルの「日常点検チェックシート」に従い、毎年職員が実施する点検結果により判定された危険度を用いて評価する。

ア 危険度の判定

危険度は、下記9項目ごとに「劣化度」と「重要度」により判定する。

■劣化度の判定項目・部位

項目	主な部位
No. 1 外構等	① 舗装、側溝
	② 塀、擁壁、門、フェンス
No. 2 屋上・屋根	③ 屋根葺き材、防水層
	④ 屋上金物類（手すり、タラップ、雨樋、看板等）
No. 3 外壁	⑤ 外壁
	⑥ 屋外階段、給排気口
No. 4 外部建具 他	⑦ 外部建具、外部金物類
	⑧ 外部階段、バルコニー
No. 5 内部	⑨ 天井、内壁
	⑩ 階段、手すり
No. 6 電気設備	⑪ 受変電設備、自家用発電設備
	⑫ 分電盤設備、照明設備
No. 7 給排水設備	⑬ 給水設備、排水設備
	⑭ ガス設備
No. 8 空調設備	⑮ 暖房・空調・換気設備
No. 9 防災設備	⑯ 防火戸、自動火災報知設備
	⑰ 消火設備、排煙設備

9つの項目ごとに異常の有無等（A～C）による点数で、その項目の危険度を判定する。

$$\boxed{\text{項目の危険度}} = \boxed{\text{劣化度}} + \boxed{\text{重要度}}$$

※劣化度・・・施設の劣化状況を点検し、判断する。

※重要度・・・建物全体の安全性・機能性の確保に及ぼす影響

イ 危険度の算定

$$\boxed{\text{危険度 100 点}} = \boxed{\text{劣化度 (60 点)}} + \boxed{\text{重要度 (40 点)}}$$

$$\boxed{\text{劣化度}} \text{ 重み付け (12 点)} \times \text{ 劣化度 (5.3.1 点)} = 60 \sim 12 \text{ 点}$$

$$\boxed{\text{重要度}} \text{ 重み付け (10 点)} \times \text{ 重要度 (4.3.2.1 点)} = 40 \sim 10 \text{ 点}$$

※ 重み付けとは、評価する項目ごとに、それぞれの重要度に応じて 5.3.1 などの重みを付け、集計して評価する方法。

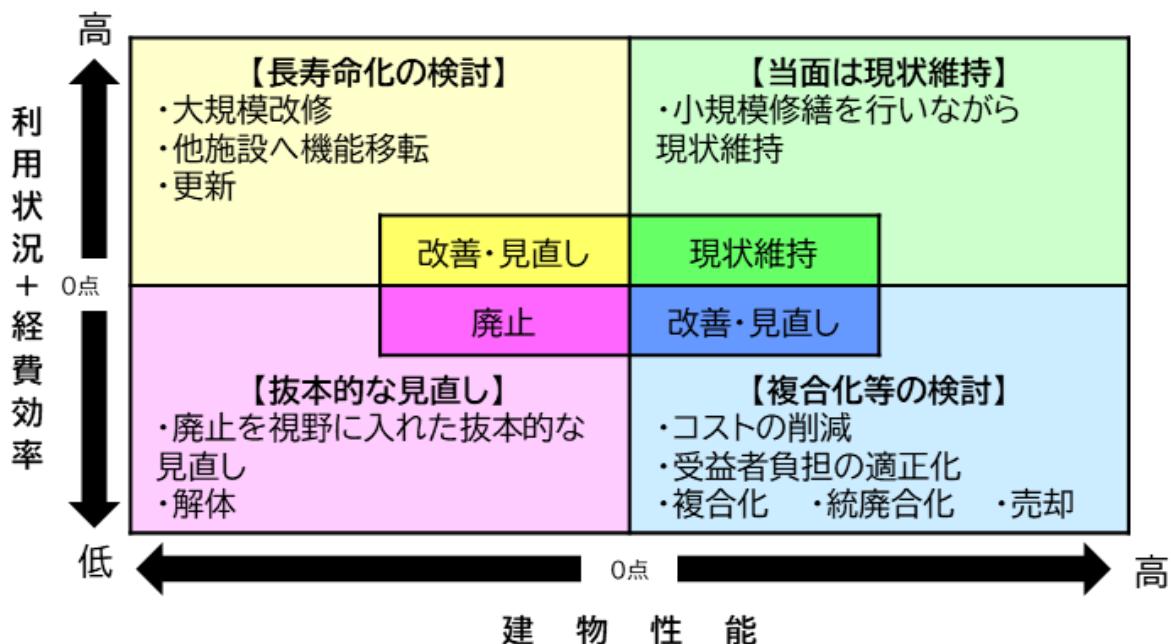
■劣化度・重要度の判定基準等

項目	配点	判断基準
劣化度	5点	著しく劣化が進んだ状態
	3点	少し劣化が進んだ状態
	1点	健全な状態
重要度	4点	特に安全性に関わる
	3点	計画保全にすべき
	2点	計画保全が望ましい
	1点	適正維持管理

9つの項目ごとに危険度を算定し、それらの平均値を「老朽化（日常点検）」の評価点数とする。

ウ 「ソフト面」と「ハード面」の2軸評価

利用状況及び経費効率によるソフト面の評価と、建物性能によるハード面の評価を2軸で類型化し、一次評価（定量評価）の結果とする。



(2) 施設評価（二次評価（定性評価））

二次評価（定性評価）は、一次評価の結果を踏まえて「施策上等の必要性」及び「代替の可能性」の観点について、次の評価基準等により評価を行い、それぞれの評価を分析し、二次評価の結果とする。

■施策上等の必要性に関する評価

No.	評価項目	評価	評価基準
1	設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が合致している
		低	施設の設置目的と現在の利用状況が合致していない
2	法令等の設置義務	高	施設の設置が法律により義務付けられている
		低	施設の設置が法律により義務付けられていない
3	施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い
		低	施策の目的を達成するための必要性が低い
4	建物の必要性	高	施設の機能（目的）を提供するために建物が必要不可欠
		低	施設の機能（目的）を提供するために建物が必要とは言い難い

■代替の可能性に関する評価

No.	評価項目	評価	評価基準
1	市町村・民間移管の可能性	高	市町村・民間事業者に当該施設を移管することができない
		低	市町村・民間事業者に当該施設を移管することができる
2	他の県有施設との集約化等の可能性	高	他の県有施設との集約化等ができない
		低	他の県有施設との集約化等ができる
3	近隣類似施設による代替の可能性	高	近隣の類似施設へ当該施設の機能を移転することができない
		低	近隣の類似施設へ当該施設の機能を移転することができる

(3) 今後の方向性

一次評価（定量評価）及び二次評価（定性評価）の結果を勘案し、総合的に個別施設の「今後の方向性」を判定する。

「今後の方向性」は、機能と建物の観点から、それぞれ次のとおり整理する。

■機能の方向性

区分	判断基準
現状維持	現在の機能を現在の場所で維持する
機能移転	現在の機能を他の公共施設又は別の場所に移転する
複合化	現在の機能を異なる機能を有する建物とまとめる
集約化	現在の機能を同じ機能を有する建物とまとめる
廃止	現在の機能を廃止する

■建物の方向性

区分	判断基準
現状維持	現在の建物を適正な日常補修を実施し、維持する
更新	現在の建物を更新する（建て替え）
長寿命化改修	現在の建物を築後概ね45年経過時に劣化状況等を総合的に判断し、長寿命化改修（大規模改修）を実施する
耐震診断	現在の建物が耐震診断未実施であるため、耐震診断を実施する
耐震改修	現在の建物が耐震改修未実施であるため、耐震診断を実施する
貸付	現在の建物を民間事業者等へ貸し付ける
解体	現在の建物を解体し、解体後の土地を活用する
売却・移管	現在の建物を土地と併せ市町村や民間事業者等に売却する

■長寿命化対策の優先度評価



機能の方向性と建物の方向性による評価を組み合わせて、更新・長寿命化対策に係る対象経費の平準化を図るために優先順位づけの指標として活用する。

(4) 対象施設の方向性

No.	施設名	経過年数 /耐用年数	評価結果		今後の方向性(たたき台) 機能／建物【優先度】
			定量評価	定性評価	
1	議員会館	60/47	改善・見直し (長寿命化的検討)	高	現状維持／長寿命化改修 【優先度2】

- ① 議員会館は、「宿泊機能」のほか、「執務室機能」と「応接機能」を有しており、存廃の検討に当たっては、経済性及び効率性のみではなく、下記を踏まえて検討すべきものと考える。

- ・ 広い県土を有する本県において、議会活動を行うためには、長期の宿泊を行わなければならない議員が存在すること。(宿泊機能)
- ・ 議会棟には議員個々の執務環境が整備されていないため、議員執務室としての機能も有するものであること。(執務室機能)
- ・ 議員が議会活動の中で県民や他の議員等との意見交換・調査研究等を行う場となっていること。(応接機能)

② 執務室機能については、議事堂には執務机や椅子等を設置するスペースがないこと。他県と比較しても一人当たりのスペースが狭いことから、議員会館における執務機能は非常に重要である。

北海道・東北各県の議会棟における議員控室等の状況（令和6年8月長野県調査）

	議員数	控室	執務室	備考
		(1人当たり : m ²)		
岩手県	48人	7.08	0	個々に事務机無し（議事堂S40年）
北海道	100人	27.7		個々に事務机有り（議事堂R2年）
青森県	48人	27.23		個々に事務机有り（時期不明、議事堂S36年）
秋田県	41人	26.24		個々に事務机有り（執務用机、イスH27.8納入。会議用机、イス時期不明、議事堂S35年）
宮城県	59人	23.56	0	個々に事務机有り（時期S62年、県庁舎H元）
山形県	43人	16.18	20.07	執務室は個室（ブース）（時期H5年増築）
福島県	57人	10.49	0	個々に事務机有り（時期不明、議事堂S29年）
平均	56人	22.65		

③ 応接機能については、議事堂内に使用できる部屋が少なく、議員が打ち合わせ等をする際の適切な環境が整えられていない。

議員会館には、常に応接室3室が使用可能な状態となっており、応接機能の面からも必要な施設である。

④ 議員会館は、執務、休憩、現地調査の準備の場として活用されているほか、宿泊機能を有していることから、「大規模災害時等における危機管理マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）」において災害時の議員活動拠点として位置付けている。

⑤ 一方で、現在、県庁舎の再整備について検討が進められているところであり、議員の執務室機能や応接機能の移転設置も含めた新議会棟の機能についても検討されることとなっている。

【まとめ】

議員会館は、前述のとおり宿泊機能、執務室機能、応接機能を有しており、議員の活動を支える上でこれらの機能は必要なものである。

特に、執務室機能については、議事堂内に十分な執務環境がないことから、議員が執務を行う上で必要である。

また、危機管理マニュアルにおいて災害時の議員活動拠点として位置付けており、施設存続の意義は大きい。

一方で、県庁舎再整備に係る新議会棟機能の在り方について検討が開始されたことから、その検討状況を踏まえ、議員会館の在り方についても議会棟の在り方と一体的に検討を進めていく必要がある。

5 施設の長寿命化と経費負担の平準化に向けた取組

(1) 長寿命化対策の概要

対象施設の老朽化の状況や利用状況、長寿命化対策によるコスト縮減効果などを総合的に勘案し、施設特性や老朽化の状況に応じた適切な時期での対策を講じるよう努める。

具体には、日常点検による維持修繕を必要最小限の対応を行いながら、支障が生じない範囲で改修（大規模含む）や更新時期を後年に延伸する。

これにより、改修（大規模含む）や更新の時期の周期サイクルを延長するとともに、経費の平準化を図る。

① 修繕（更新）

部位・部材の耐用年数を考慮して定期的に実施するとともに、発注にあたっては、仮設コストの縮減や工期の短縮等のため、工事の一括発注についても考慮する。

【目標修繕（更新）周期】

竣工後20年	竣工後40年	竣工後60年
屋上防水・外壁塗装	躯体以外の建築全般	屋上防水
空調熱源	電気設備（機材のみ）	電気設備（機材のみ）
ポンプ類	機械設備全般	機械設備全般

② ユニバーサルデザイン化の推進

施設利用者が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設の整備、改修に取り組む。

③ 大規模修繕（リノベーション）

社会経済情勢の変化等により高度化する要求性能に対応させる必要がある場合は、適切な時期を設定し効率的な実施に努める。

(2) 施設の目標使用年数

計画的な長寿命化対策の実施を前提として、日本建築学会による鉄筋コンクリート構造体の総合的耐久性を基に、供用限界期間である100年に設定する。

6 施設利用者等の安全・安心の確保に向けた取組

県民・利用者の安全確保を最重要事項とし、「岩手県公共施設点検マニュアル」に基づく点検を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、その他法定点検等により高度の危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。

老朽化等により用途廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設は、危険性が生じることがないよう適切に処分・除却を進めていく。

7 長寿命化等対策の方向性と概算経費等

(1) 計画期間中における施設の方向性と対策の内容

公共施設カルテ（個票）のとおり。

(2) 計画期間中の概算経費

- ① 令和 7 年度から令和 11 年度（具体的な対策が計画されている期間）までの必要対策費の概算は、約 61 百万円。
- ② 令和 7 年度から令和 36 年度までの 30 年間の必要対策費の概算は、約 652 百万円。

※ あくまでも試算の一例としての概算額であること。

岩手県公共施設カルテ(個表:庁舎等用)

No. 1

1 施設概要

1 施設名称	岩手県議会議員会館			策定年月	R8.1	最終更新	R8.1
2 所在地	岩手県盛岡市内丸9-5			施設類型	庁舎等	財産区分	行政財産
3 所管課	岩手県議会事務局			運営形態	直営	防災施設等指定	非該当
4 都市計画区域	都市計画区域内			防火地域	防火地域	用途地域	商業地域
5 敷地面積	2,293.78 m ²			建築面積	754.12 m ²	延床面積	2,401.26 m ²
6 竣工年度 (建築年月)	1964年12月			経過年数 (R7.4.1現在)	60 年	施設内棟数	1 棟
7 設置根拠	無						
8 設置目的	議員の宿泊及び執務等の用に供する施設として設置						
9 施設の概況	「宿泊機能」「執務室機能」「応接機能」を有している。						
10 未利用設備	無			大規模改修	有	R1空調・電気設備等改修工事 44,701千円	
11 使用許可等の有無	無						
12 名称	岩手県議会議員会館				現況写真		
13 構造	RC造		種目	住宅建			
14 階数	地上	4階	地下				
15 建築面積	754.12 m ²		延床面積	2,401.26 m ²			
16 建築年月日	1964年12月		法定耐用年数	47 年			
17 耐震診断	未	耐震改修		未			
18 その他特記事項							

2 利用状況

19 開館日	365日			開館時間	24時間		
20 R5 利用状況	利用者数			48 人			
21	利用者数の推移 (直近5年間)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	46人	48人	48人	48人	48人	47人	0.0
22	施設利用対象者 マクロデータ ※議員定数		開設当時【A】 (S39年12月時点)	52人	現 在【B】 (R7年4月時点)	48人	増減率 (マクロデータ) ▲ 7.7%

3 維持・管理費の状況(改修、大規模修繕などに含まれるもののは除く)

(単位:千円)

行政コスト計算書	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		構成比		構成比		構成比
経常費用	46,283	100.0%	43,757	100.0%	46,198	100.0%
人件費	14,408	31.1%	14,129	32.3%	15,030	32.5%
物件費等	26,875	58.1%	24,630	56.3%	26,170	56.6%
維持修繕費		0.0%		0.0%		0.0%
減価償却費	5,000	10.8%	4,998	11.4%	4,998	10.8%
支払利息		0.0%		0.0%		0.0%
臨時損失	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
災害復旧事業費		0.0%		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%		0.0%
支出去合計	46,283	100.0%	43,757	100.0%	46,198	100.0%
経常収益(直接的収入)	11,062	100.0%	11,306	100.0%	10,938	100.0%
使用料・手数料		0.0%		0.0%		0.0%
その他	11,062	100.0%	11,306	100.0%	10,938	100.0%
臨時利益(直接的収入)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
資産売却益		0.0%		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%		0.0%
補助金等(間接的収入)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
国庫補助金		0.0%		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%		0.0%
収入合計	11,062	100.0%	11,306	100.0%	10,938	100.0%
年間コスト	▲ 35,221		▲ 32,451		▲ 35,260	

24 年間利用者数	48 人	47 人	48 人
25 延床面積当たりコスト	14,668 円/m ²	13,514 円/m ²	14,684 円/m ²
26 利用者1人当たりコスト	733,771 円/人	690,447 円/人	734,583 円/人
27 (参考)県民1人当たりコスト	29 円/人	27 円/人	30 円/人
28 有形固定資産減価償却率	87.4 %	88.6 %	86.9 %

(参考)岩手県の人口 (単位:人)

R3	R4	R5
1,196,277	1,180,512	1,163,024

4 施設内建物の概要

	① 建築	② 電気設備	③ 機械設備			
29 主な建築・設備	屋根シート防水	受変電キュービクル	冷温水方式			
	外壁モルタル塗	自家発電機	局所冷房方式			
	床仕上カーペット類、タタミ	電話交換機	各種ポンプ類			
	壁仕上木製	館内放送設備	各種タンク類			
	天井仕上木製	出退表示装置	都市ガス			
		エレベーター				
30 劣化度調査	舗装、側溝、外壁の損傷					
	屋外階段、手すり等金物の腐食、ぐらつき					
	床、壁、天井などのしみ、よごれ、亀裂					
31 定期点検	建築物R3	電気設備点検R6.10	空調設備点検R6.8 不具合なし			
	建築設備R5					
32 改修・大規模修繕等 工事履歴 【百万円】	消防設備改修(R5)【12】	空調・電気設備改修(H30)【45】	地下タンクFRPライニング工事(R3)【3】			
		自家発更新工事(H30)【15】	揚水ポンプ更新工事(R3)【1】			
			消火ポンプ改修(R6)【5】			
33 直近5年改修・大規模修繕費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	国庫					0百万円
	県債					0百万円
	一般財源	4百万円		12百万円	5百万円	21百万円
	その他					0百万円
計		0百万円	4百万円	0百万円	12百万円	5百万円
						21百万円

5 施設評価

1次評価(定量評価)	評価・分析結果	2次評価(定性評価)	評価結果
34 ソフト(利用状況×経費効率)	現状維持(当面は現状維持)	施策上の必要性	高
35 ソフト×ハード(建物性能)	改善・見直し(長寿命化の検討)	代替の可能性	高

6 今後の方向性(たたき台)

	機能の方向性	現状維持	建物の方向性	長寿命化改修
36 施設全体の方針	県庁舎再整備に係る新議会棟機能の在り方について検討が開始されたことから、その検討状況を踏まえ、議員会館の在り方についても議会棟の在り方と一体的に検討を進めていく必要がある。			
37				

7 長寿命化等対策の方向性等

38 長寿命化等対策の方向性	建物性能・劣化度など老朽化の状況や利用状況などを総合的に勘案し、施設の長寿命化対策を計画的に行う。					
39 主な維持修繕・改修の内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考/合計
	給水タンク類	衛生器具類	給排水配管	外壁	消火栓	
40 概算費用(見込)	8 百万円	7 百万円	22 百万円	16 百万円	3 百万円	56 百万円
	国庫					0 百万円
	県債					0 百万円
	一般財源	8 百万円	7 百万円	22 百万円	16 百万円	56 百万円
	その他				3 百万円	0 百万円

※「主な維持修繕・改修の内容」は現在の機能を維持すると仮定した場合の見込みであり、改修等の時期・内容については変更の可能性があるもの。